

上尾市告示第 1 4 5 号

平成 8 年上尾市告示第 2 1 9 号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 1 0 条の 2 の規定に基づき市長が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和 8 年 4 月 1 7 日

上尾市長 畠 山 稔

表常時介護を要する状態の項中「85,490円」を「90,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「42,700円」を「45,400円」に改める。